

## 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例遵守基準適合証交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備を推進するため、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例（以下「条例」という。）第 8 条に規定する遵守基準に適合している特定都市施設を所有し、又は管理する者に対し、整備項目に係る遵守基準に適合していることを証する証票（以下「遵守基準適合証」という。）の交付について定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

### (申請)

第 3 条 条例第 8 条に規定する遵守基準に適合するための措置を講じている特定都市施設を所有し、又は管理する者は、次に掲げる書類を添えた新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例遵守基準適合証交付申請書（第 1 号様式。以下「交付申請書」という。）を区に提出し、遵守基準適合証の交付を請求することができる。

(1) 案内図、配置図、平面図及び区長が指定する設計図書

(2) 整備基準の適合状況が確認できる現場写真

2 条例第 11 条の規定に基づく工事の完了報告により、遵守基準に適合していることを区が確認した特定整備主は、前項（1）及び（2）に掲げる書類の提出は不要とする。

### (交付)

第 4 条 区長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、遵守基準適合証の交付又は不交付を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、交付申請書を提出した者に対し、遵守基準適合証を交付するものとする。

3 区長は、第 1 項の規定により不交付の決定をしたときは、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例遵守基準適合証不交付通知書（第 2 号様式）により、交付申請書を提出した者にその旨を通知するものとする。

4 第 2 項に定めるもののほか、区長は、条例第 11 条の規定に基づく工事の完了報告により、当該工事の完了報告に係る特定都市施設が遵守基準に適合していることを確認することができる場合であって、当該特定都市施設を所有し、又は管理する者が交付申請書を提出するときは、当該特定都市施設を所有し、又は管理する者に遵守基準適合証（第 3 号様式）を交付するこ

とができるものとする。

(返還)

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遵守基準適合証の交付を受けた者から当該遵守基準適合証を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の事実が判明したとき。
- (2) 交付の対象となった都市施設が、改修等により遵守基準に適合しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、返還させることが適切であると区長が認めるとき。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月22日から施行する。

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例  
遵守基準適合証交付請求書

年 月 日

新宿区長 宛て

請求者 住 所  
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例遵守基準適合証交付要綱第3条の規定により、遵守基準適合証の交付を請求します。

1 所在地	
2 名称	
3 種類	建築物 小規模建築物 道路 公園 公共交通施設 路外駐車場
4 主要用途	
5 面積	
6 構造・階数	造・地上 階、地下 階
7 工事着手・完了年月	着手 年 月・完了 年 月
8 遵守基準に適合する整備項目	
9 その他整備事項	
10 連絡先	所在地及び名称
	担当者 電話番号

- 注意
- 「3 種類」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。
  - 「9 連絡先」の欄は、この請求書についての問い合わせ先を記入してください。
  - 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例第11条の規定に基づく工事の完了報告を行っていない場合は、この請求書のほかに、「案内図、配置図、平面図及び区長が指定する設計図書」並びに「整備基準の適合状況が確認できる現場写真」を必ず添付してください。
  - 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例第11条の規定に基づく工事の完了報告により、遵守基準に適合していることを区長が確認した特定整備主は、「案内図、配置図、平面図及び区長が指定する設計図書」並びに「整備基準の適合状況が確認できる現場写真」の添付は不要です。

第 号  
年 月 日

様

新宿区長

## 遵守基準適合証不交付決定通知書

年 月 日付けで請求のあった都市施設の整備項目について、審査の結果、遵守基準に適合していないため、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例遵守基準適合証交付要綱第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

### 記

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称
- 3 施設の種類 建築物 小規模建築物 道路 公園 公共交通施設 路外駐車場
- 4 整備基準適合証を交付しない整備項目及び理由



ユニバーサルデザイン

**UD**まちづくりに取り組んでいます。

しんじゅくく  
新宿区ユニバーサルデザインまちづくり  
じょうれい じゅんしゅ きじゅん てきごう  
条例の遵守基準に適合しています。

新宿区